

# 和歌山県子供の読書活動推進計画 (第四次)



2019(平成31)年3月  
和歌山県教育委員会

## 目 次

第1章	本推進計画策定に当たって	1
1	はじめに	1
2	第三次推進計画期間における成果と課題	2
(1)	家庭における子供の読書活動の推進	2
(2)	地域における子供の読書活動の推進	2
①	県立図書館における取組	2
②	市町村立図書館(室)における取組	7
(3)	学校等における子供の読書活動の推進	7
①	幼稚園・保育所・認定こども園等	7
②	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等	7
ア	児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	7
イ	障害のある子供の読書活動の推進	9
ウ	家庭・地域の連携による読書活動の推進	9
エ	学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実	10
オ	学校図書館の資料及び設備の整備・充実	10
カ	学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進	11
(4)	民間団体の活動に対する支援	12
(5)	啓発・広報等の推進	13
第2章	基本方針及び推進体制	14
1	基本方針	14
(1)	発達の段階に応じた取組の推進	14
(2)	子供が読書に親しむための環境の充実	14
(3)	子供の読書に関わる人の育成	14
2	推進体制	14
(1)	県における取組	14
(2)	市町村との連携・協力	14
(3)	民間団体との連携・協力	15
3	数値目標	15
第3章	子供の読書活動推進のための方策	16
1	家庭における子供の読書活動の推進	16
(1)	家庭の役割	16
(2)	家庭における読書を支援する取組	16

2	地域における子供の読書活動の推進	16
(1)	公共図書館(室)の役割	16
(2)	県立図書館における取組	16
①	読書活動に関する情報提供	16
②	市町村立図書館(室)や関係機関・団体との連携・協力	17
ア	市町村立図書館(室)への支援	17
イ	図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力	18
③	学校図書館との連携・協力	18
④	県立図書館の資料の充実	18
⑤	児童生徒へのサービスの充実	19
⑥	障害のある子供へのサービスの充実	19
⑦	図書館評価の実施	19
(3)	市町村立図書館(室)における取組	20
3	学校等における子供の読書活動の推進	20
(1)	幼稚園・保育所・認定こども園等	20
①	園(所)の役割	20
②	園(所)における取組	20
ア	絵本や物語に親しむ活動の充実	20
イ	保護者への啓発	21
ウ	異年齢交流	21
(2)	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等	21
①	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割	21
②	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組	22
ア	児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	22
イ	ふるさと教育を通じた読書活動の推進	22
ウ	障害のある子供の読書活動の推進	23
エ	家庭・地域との連携による読書活動の推進	23
(3)	学校図書館の機能強化	24
①	学校図書館資料等の整備・充実	24
ア	学校図書館資料の整備・充実	24
イ	学校図書館の環境の整備	25
ウ	学校図書館の情報化の推進	25
②	学校図書館の活用を推進していくための人的配置の促進	25
③	小・中学校における学校図書館の休み時間の開館	26
4	民間団体の活動に対する支援	27
(1)	民間団体の役割	27
(2)	民間団体の活動に対する支援	27

5 普及啓発活動	28
(1) 普及啓発活動の推進	28
① 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進	28
② 各種情報の収集・提供	28
(2) 優良な図書の普及	28

## 和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）概要・・・・・・・・・・30

### 取組事例

#### 【市町村立図書館の取組】

有田市図書館	1
みなべ町立図書館	2

#### 【学校司書を配置した小・中学校の取組】

広川町立津木小学校	3
那智勝浦町立下里中学校	4

#### 【特色ある取組】

「うちどく」岩出市立岩出図書館	5
「生徒の実態に合わせた読書活動」県立きのくに青雲高等学校	6

### 参考資料

1 各市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等	1
2 県・市町村立図書館施設一覧	2
3 都道府県別図書館設置率	3
4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ	4
5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)	5
6 子どもの読書活動の推進に関する法律	6
7 学校図書館法	8
8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)	11



# 第1章 本推進計画策定に当たって

## 1 はじめに

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、未来を担う子供たちのために、社会全体で、積極的に読書環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的とした、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立しました（巻末「参考資料」P. 6、P. 7）。

国は、平成14年8月に全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。

第三次基本計画期間中の平成26年7月に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の事務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。これに加え、平成28年12月に中央教育審議会から示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、新たに公示された小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領では、言語能力を育成するために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することを規定しています。また、幼稚園及び特別支援学校幼稚部の新教育要領には、求められる資質・能力の一つとして、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうことが示されています。

本県では、推進法第9条第1項の規定に基づき、平成16年度から5年ごとの推進期間を定め、第一次から第三次の「和歌山県子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、子供の読書環境を充実させる取組を進めてきました。今回、国が第四次基本計画を策定したことを受け、本県でも、第三次推進計画期間中における成果と課題を踏まえ、今後、おおむね5年間（2019～2023年度）の取組

となる「和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）」を新たに策定しました。

本推進計画は、「和歌山県長期総合計画」及び「和歌山県教育振興基本計画」を踏まえ、子供の読書活動に関する意義を普及するとともに、読書環境を整備し、家庭・地域・学校等をはじめとした、社会全体で子供の自主的な読書活動の推進を図るための基本方針や方策について示したものです。

県民の皆様には、この計画の示す基本方針や方策について、御理解と積極的な参画をお願いします。

## 2 第三次推進計画期間における成果と課題

### (1) 家庭における子供の読書活動の推進

毎年県内3～5か所で開催される親支援プログラム「あったか子育て講座」（平成26年度・平成27年度）、「みんなで子育て！ネットワーク講座」（平成28年度～）の中で、乳幼児への読み聞かせの大切さ等についての講義と読み聞かせの実技講習を実施しました。

講座への参加をきっかけに、保護者同士はもとより、読み聞かせサークルのメンバーとの交流の機会も持つことができ、保護者にとって、読み聞かせや読書を身近に感じる機会となりました。

また、県立図書館においても、保護者を対象とした乳幼児期の絵本や物語の必要性を伝えるとともに、家庭での読み聞かせの方法等の講座を実施しました。

市町村立図書館（室）においては、年齢別のおはなし会や、家族で楽しめるようなイベントを開催しました。また、ブックスタート<sup>注1</sup>や家読（うちどく）<sup>注2</sup>の啓発等、市町村で工夫を凝らし、家庭で子供の読書活動が習慣化するよう努めました。

### (2) 地域における子供の読書活動の推進

#### ① 県立図書館における取組

図書の貸出の利便性を図るため、県立図書館のホームページにおける図書の検索・予約サービスや県内協力貸出<sup>注3</sup>を引き続き実施しました。

また、市町村立図書館（室）の活動支援として、訪問による運営相談や図

---

注1 赤ちゃんと保護者が絵本を介して、言葉と心を通わす楽しさを伝える活動。乳幼児健診等などの機会に、赤ちゃんと保護者を対象に、絵本等を贈ったり、ボランティア等による読み聞かせを行う取組。

注2 「家庭読書」のこと。家庭において読書習慣を付けるとともに、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的とした読書運動。

注3 県立図書館の所蔵資料を市町村立図書館（室）を通じて借りることができるサービス。

書館関係職員等を対象とした初任者研修等を開催しました。さらに、「出張講座注4」により、子供の読書に関わる様々な立場の関係者の要請に広く応えました。

#### 市町村立図書館(室)への県内協力貸出冊数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
11,912冊	12,899冊	13,203冊	12,267冊

#### 出張講座の開催回数等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	62回	61回	47回	45回
参加者数	2,209人	2,734人	1,876人	1,670人

県立の社会教育施設5館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が連携したスタンプラリー、各館の催しに関連のある図書の展示や合同でのイベントの開催など、社会教育施設5館の連携による啓発に努めました。

#### 5館での連携展示内容

	連携先	内 容
平成27年度	自然博物館	「恐竜時代の生き物」、「化石の本」、「恐竜」
平成28年度	近代美術館	「図書館の中の美術展-本で親しむ絵画の世界-」
	県立博物館	「長沢蘆雪と紀南の至宝」
平成30年度	近代美術館	「タイムトラベル」
	県立博物館	「和歌山城今昔-和歌山城天守閣再建60年-」
	自然博物館	「小さな粘菌の大きなワンダーランド」
		「家族で調べてみよう！粘菌のふしぎな世界」
紀伊風土記の丘	「はにわを知ろう！もっと知ろう！」 「岩橋千塚とその時代 紀ノ川流域の古墳文化」	

ボランティアによるおはなし会は、平成7年度から開始し、20年以上にわ

注4 絵本の読み聞かせ・ブックトーク・ビブリオバトルの仕方、紙芝居の作り方・演じ方、本の整理や修理の仕方、絵本や読書についての講習会など、県立図書館司書が行う専門性を生かした講座。対象は、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等の教職員、保育士、保護者、保育所児・幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生、地域ボランティア。

たり、子供たちへの読書活動の支援を継続し実施しています。また、平成21年度から開始した乳幼児を対象としたおはなし会「あかちゃんと絵本のへや」は、平成27年度から「季節のおはなし会」に名称を変更し、年4回季節に合わせて絵本を選書し、おはなし会を開催しています。

#### 季節のおはなし会への参加者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度
140組	114組	121組



県立図書館「団体貸出」を  
活用している学校図書館

平成27年度には、県立図書館の司書が選んだ小中学生にお薦めの本のリスト「読んでみようよこんな本」を作成し、県内小・中学校へ配布するとともに、ホームページに公開しました。また、平成28年度・29年度にはリストに基づいて児童室で展示を行いました。

学校図書館への支援として、「団体貸出<sup>注5</sup>」や「学校等協力貸出<sup>注6</sup>」、「セット貸出<sup>注7</sup>」等を引き続き行い、学校図書館の蔵書充実の支援に努めました。また、これらの貸出支援について、学校等にチラシを配布し周知しました。さらに、平成28年度からは県立学校に対して配送による学校協力貸出を開始しました。

#### 団体貸出冊数(セット貸出含む)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
20,322冊	23,344冊	26,760冊	25,657冊

#### 学校等協力貸出冊数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3,388冊	3,807冊	4,128冊	4,275冊

注5 市町村立図書館（室）に1,000冊以内、学校・家庭文庫等に500冊以内を1年間貸し出すサービス。

注6 学校・ボランティア団体等に40冊以内30日間貸し出すサービス。

注7 団体貸出のうち、「戦争・平和」「防災」など、テーマごとに選定した本を5セットまでまとめて貸し出すサービス。

障害のある子供への支援として、バリアフリー図書（点字図書・LLブック注8・デイジー（DAISY）図書注9・布絵本等）を整備し、それらをホームページで検索できるようにするとともに、展示「みんなでいっしょに楽しむ読書」を実施し、周知に努めました。また、利用対象制限資料注10の利用チェックリストを作成し、支援が必要な人に対して、適切に図書資料等を提供できるよう努めました。

なお、設備面では、オストメイトトイレ注11や触地図注12を設置する等、誰もが利用しやすい環境に改善しました。



布絵本



「みんなでいっしょに  
楽しむ読書」の展示

---

注8 スウェーデン語のLattlastの略語「わかりやすく読みやすい本」のこと。写真や絵が多く分かりやすい文章で書かれた本。

注9 デイジー（DAISY）は、「Digital Accessible Information System」アクセシブルな情報システムの略。国際標準規格で作られたデジタル録音図書で、「デイジー（DAISY）図書」の中には、音声だけでなく、テキストや画像が見られる電子図書の「マルチメディアデイジー図書」もある（以下「デイジー図書」という。）。

注10 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害があり、墨字（書いたり印刷されたりした文字）で書かれた本をそのままでは利用することが難しい人のために、別の形態で複製された資料（「拡大写本」「布絵本」「デイジー図書」）。利用対象は、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」4項及び5項の該当者に限られる。

注11 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）が、装具や腹部を洗浄するための特別な設備を備えたトイレ。

注12 視覚障害者のために作成された、情報を触覚的に取得できる地図。触知地図、触覚地図ともいう。

平成27年度から「中高生読書まつり」として、ビブリオバトル<sup>注13</sup>とPOP<sup>注14</sup>コンクールを実施しました。



ビブリオバトル決勝大会

**ビブリオバトル参加者数**

平成27年度	平成28年度	平成29年度
475人	537人	829人

**POPコンクール出展数**

平成27年度	平成28年度	平成29年度
447点	762点	890点

ビブリオバトルについては、地域大会を開催する市町村が増えるとともに、参加者数も大幅に増えています。今後、全ての市町村で実施できるよう、公共図書館司書や学校司書、教員等と連携し、取組を推進する必要があります。

POPコンクールについても、学年単位で取り組む学校があり、出展数が年々増加しています。

また、毎年、図書館評価委員会を開催し、図書館評価の中で、図書館イベントの参加者数や出張講座の回数等、子供の読書についての項目も設定し、その結果をホームページで公開しています。



中高生読書まつりで紹介された本の展示

注13 本を紹介するコミュニケーションゲーム（知的書評合戦）。5分間で本を紹介し、聞いた人たちが読みたくなった本を投票し、最もたくさんの票を集めた本が「チャンプ本」となる。「人を通して本を知る。本を通して人を知る。」をキャッチコピーに日本全国に広がってきている。

注14 本を読みたい気持ちにさせる文章やイラストをかいたカードのこと。



## ② 市町村立図書館（室）における取組

県内の市町村立図書館の設置率は60%です。市においては100%、町村では45%となっています。厳しい財政事情の中ではありますが、近年、複合施設の中に、図書館機能を有する施設を併設するなど、市町村のそれぞれの実態に合わせて、読書環境の整備に努めているところもあります。

市町村立図書館（室）では、子供が本に親しむきっかけとなるおはなし会が定期的に行われています。また、ホームページの開設、メールマガジンの配信やSNS等を活用し、図書館イベント等の情報を積極的に提供している図書館（室）もあり、情報発信の充実を図っています（巻末「取組事例」P. 1、P. 2）。

しかし、図書館（室）の専門職員の不足により、児童への読書推進に関する取組を実施することが困難な市町村もあり、今後の課題です。

## （3）学校等における子供の読書活動の推進

### ① 幼稚園・保育所・認定こども園等

幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園（所）」という。）の関係職員合同研修や幼稚園等新規採用教員研修において、「幼児と絵本」や「子供を育て“よみかたり”の基礎・基本」等をテーマに、絵本や保育者による読み聞かせ等の意義について理解を深める研修を行いました。

また、県では、園（所）訪問時に、図書の配架・展示方法を指導するとともに、家庭における読書の大切さを保護者に啓発するよう職員に助言を行いました。

近隣の中高生が園（所）を訪れ、子供たちに、読み聞かせを行うなど、活発に交流している園（所）もあります。



幼稚園での草花図鑑の展示の工夫

### ② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等

#### ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

##### （ア）読書習慣について

小・中学校等においては、「平成30年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」（文部科学省）によると、学校の授業時間以外に普段（月曜日～金曜日）1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合は、県内の

公立小学校6年生で19.6%（全国平均18.7%）、公立中学校3年生で40.8%（全国平均32.9%）となっています。小学校については、全国平均に近づき、改善傾向にあります。中学校においては、不読率が依然として高く、小学校から中学校に進むに従い、読書離れの傾向が見られます。

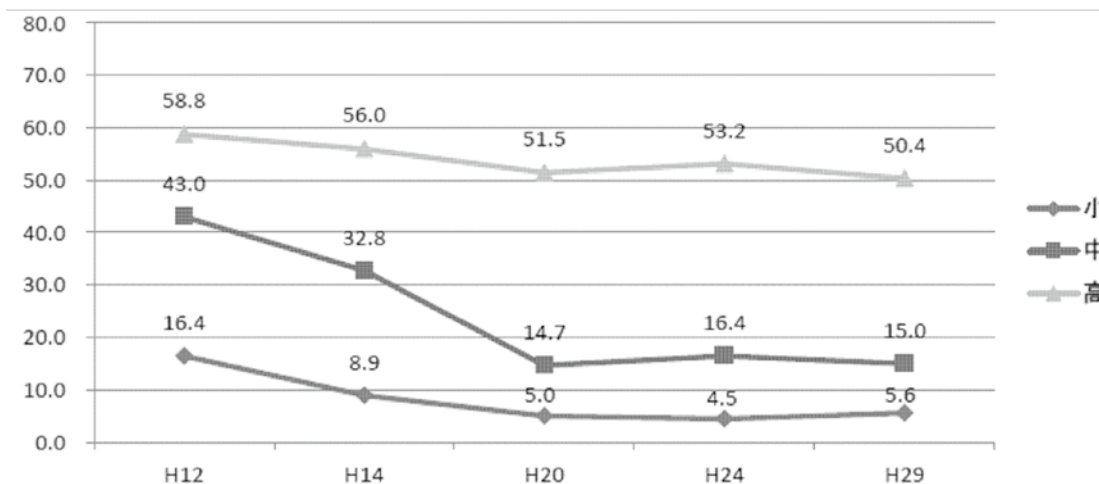
高等学校においては、本県調査を実施していませんが、「第63回学校読書調査」（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間に1冊も本を読まなかった不読者の割合が、平成29年度は、全国平均50.4%となっており、同調査の小中学生と比較しても読書離れが顕著となっています。生徒が本を読まない原因として、スマートフォンの普及、部活動や進学・就職準備等で読書をする時間の確保が困難であるという状況が見られます。

**学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合**  
**「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」(文部科学省)**

		平成20年度	平成25年度	平成30年度
小学校	(県)	23.8%	25.7%	19.6%
	(全国)	20.3%	20.8%	18.7%
中学校	(県)	44.1%	42.9%	40.8%
	(全国)	37.6%	36.0%	32.9%

**1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の全国の割合**

「第63回学校読書調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)



(イ) 一斉読書活動等について

「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、一斉読書をしている割合は、県内小・中学校では、前回調査(平成26年度)と比較して若干増えています。



高等学校では、前回調査（平成26年度）と比較して、その活動は低調になってきています。そのため、実施方法の見直しや、生徒の実態に合わせた読書活動の推進を図る必要があります。

また、学校図書館の行事やイベントを充実させるとともに、修学旅行等の学校行事に合わせた図書の展示等を行うなどの環境づくりや自己の興味に応じた読書ができるような働きかけが必要です。

### 一斉読書活動を実施している学校の割合

#### 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

		平成24年度	平成26年度	平成28年度
小学校	(県)	88.2%	90.0%	90.5%
	(全国)	96.4%	96.8%	97.1%
中学校	(県)	84.1%	80.6%	81.8%
	(全国)	88.2%	88.5%	88.5%
高等学校	(県)	42.1%	32.4%	28.6%
	(全国)	40.8%	42.9%	42.7%

#### イ 障害のある子供の読書活動の推進

県では、特別支援学校に対して、LLブックや点字を添えた絵本の紹介を行いました。障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級だけではなく、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、障害の状態や特性等に応じた図書や環境整備の在り方等について、小・中学校等にも周知する必要があります。

#### ウ 家庭・地域の連携による読書活動の推進

県では、「きのくに共育コミュニティ<sup>注15</sup>」を基盤に、平成29年度から「きのくにコミュニティスクール<sup>注16</sup>」の導入を進めています。その取組の一つとして、地域ボランティアや保護者による本の読み聞かせを実施しているところもあります。引き続き、定期的に本の読み聞かせを行うとともに、学校図書館の環境整備についても、学校と地域が協働して取り組む必要があります。

そこで、平成29年度から新たに「学校図書館ボランティア研修会」を県内6会場で開催しています。小・中学校等における学校図書館の昼休みと放課

注15 地域住民等が学校の求めに応じて、様々な学校支援活動を実施する地域の応援団。

注16 学校運営協議会を設置した学校。既存の「きのくに共育コミュニティ」等との連携・協働により、社会総掛かりで教育を実現する仕組み。

後の全校開館を実現する担い手として、学校図書館ボランティアが図書の修繕や分類方法等のスキルを身に付けることを目的としています。

### 保護者や地域住民によるボランティア活動の実施率

#### 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

	平成24年度	平成26年度	平成28年度
小学校	57.1%	58.1%	57.6%
中学校	19.8%	16.2%	16.5%

県では、平成20年度から「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」を実施しています。学校図書館の蔵書の充実を目指し、一般家庭で読まなくなった本を近隣の小・中・義務教育学校・特別支援学校に寄贈していただく活動で、「県民の友」や教育委員会のホームページで呼びかけました。図書寄贈冊数は、年々増加していますが、市町村によっては、図書の寄贈が全くない学校もあるため、周知方法の工夫が必要です。

#### リサイクル図書寄贈ボランティア活動寄贈冊数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
寄贈冊数	620冊	1,319冊	2,141冊	2,797冊

### エ 学校図書館の機能強化に向けた研修会の充実

平成29年度から、県内の小・中学校等の学校図書館担当教員を対象に、「学校図書館のガイドライン」についての説明に加え、「今求められている学力観を踏まえた学校図書館の有用性について」をテーマに研修を実施しました。さらに、学校図書館の活用実践紹介を含め、「学校図書館担当教員として今できること、すべきこと」をテーマに研修を行いました。

### オ 学校図書館の資料及び設備の整備・充実

#### (ア) 学校図書館図書標準の達成状況について

「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成27年度末の学校図書館図書標準の達成率は、県内公立小学校で67.5% (全国平均66.4%)、公立中学校で47.9% (全国平均55.3%) となり、中学校においては、全国平均より低い状況です。

また、平成27年度末の学校図書館に新聞が配備されている割合は、公立小学校で22.6% (全国平均41.1%)、公立中学校で28.1% (全国平均37.7%) となり、小・中学校ともに全国平均より低く、新聞を活用した学習を行うための環境が十分に整備されていない状況です。

#### (イ) 学校図書館の蔵書データベース化の状況について

平成27年度末現在、県内の学校図書館において蔵書情報をデータベース化している学校は、公立小学校40.3%（全国平均73.9%）、公立中学校47.9%（全国平均72.7%）、公立高等学校91.4%（全国平均91.3%）となり、小・中学校等において、全国平均より低い状態にあります。

#### (ウ) 情報メディア機器の整備状況について

平成27年度末現在、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、公立小学校16.5%（全国平均23.2%）、公立中学校16.5%（全国平均20.7%）、公立高等学校48.6%（全国平均52.2%）、特別支援学校9.0%（全国平均19.5%）となっており、いずれにおいても全国平均より低い状況にあります。

#### カ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

専ら学校図書館の職務に従事する職員である学校司書については、県内の小・中学校等において、平成25年度から配置を開始しており、徐々に配置が進んでいます。しかし、平成28年度の学校司書の配置率は、公立小学校32.1%（全国平均59.3%）、公立中学校27.0%（全国平均57.3%）であり、和歌山県の配置状況は全国平均を下回っています。県立高等学校においては、全てに配置されており、全国平均を上回っています。

また、司書教諭については、12学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されているため、11学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促す必要があります。

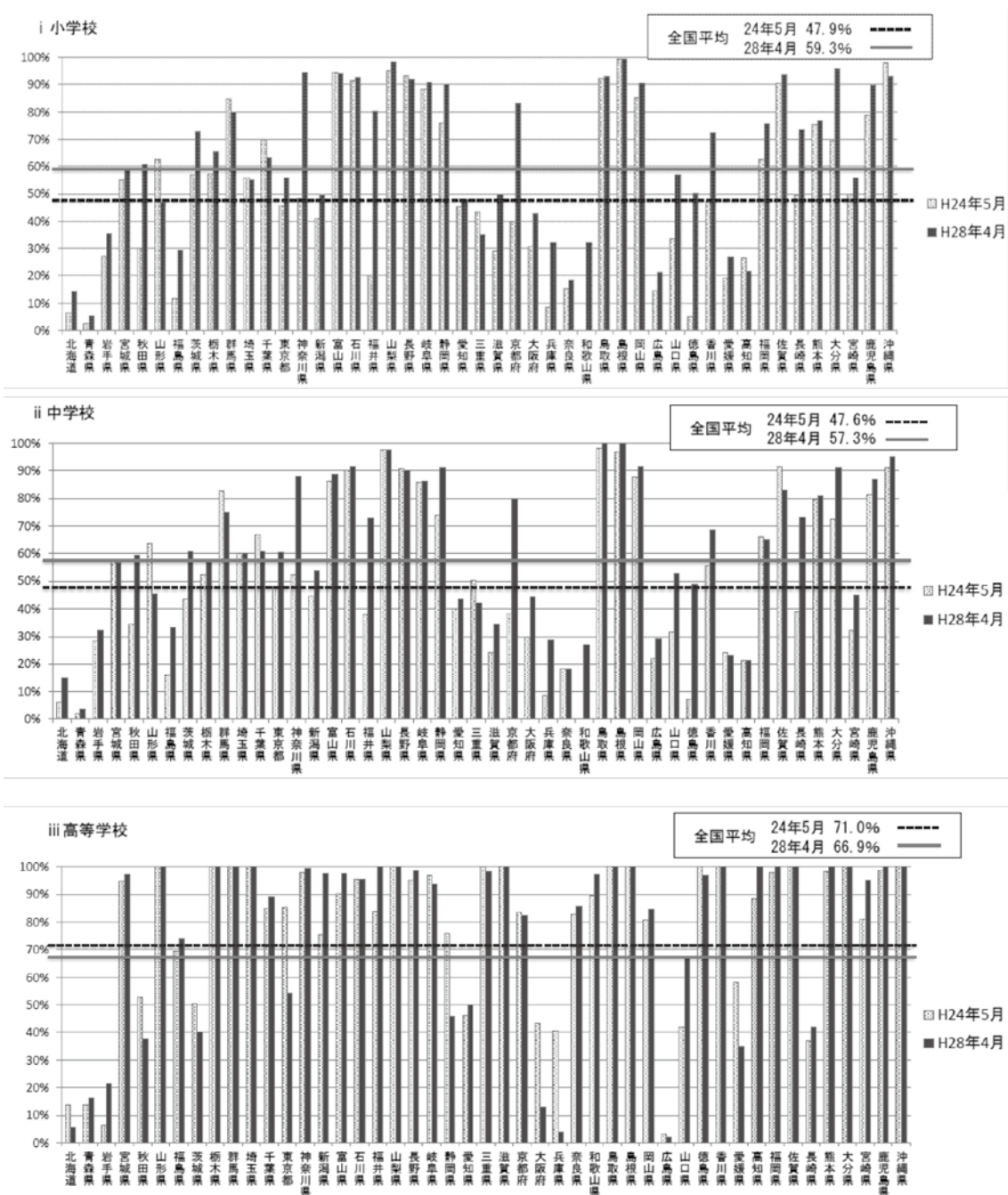
#### 県内公立小・中学校における学校司書の配置人数等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配置人数	9人	15人	22人	34人	48人
配置校数	32校	45校	68校	111校	169校
市町村数	4	5	9	14	20

国は、「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書の配置の拡充を位置付け、地方交付税交付措置を講じました。こうした措置の趣旨に鑑み、今後ますます学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の配置に努める必要があります。（巻末「取組事例」P. 3、P. 4）。

## 都道府県別の学校司書の配置率(公立)

「平成24・28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)



### (4) 民間団体の活動に対する支援

平成26年度から、文部科学省「読書コミュニティ拠点形成支援事業」を活用し、県内各地で「きのくに子供の読書活動ネットワークフォーラム」を開催しています。フォーラムでは、読書ボランティアや学校関係者等を対象に、県内

の子供の読書推進に関わる人たちのトークセッションや絵本作家（長野ヒデ子氏・あべ弘士氏・飯野和好氏等）の講演などを行いました。県立図書館では、ボランティア等への団体貸出や出張講座の実施に加え、各団体の勉強会や研修会の場を提供しました。



きのくに子供の読書活動ネットワークフォーラムの様子

#### （5）啓発・広報等の推進

「子ども読書の日<sup>注17</sup>」に関する取組は、平成29年度に61事業が実施されました。

市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況については、平成30年4月現在、市においては88.8%（全国平均89.9%）、町村においては43.8%（全国平均：町68.8%、村51.4%）となり、全国平均より下回っています。推進計画の策定については、市町村における取組の差が大きく、今後の課題となっています。（巻末「参考資料」P. 1）

平成29年度には、学校図書館の重要性を広く県民に理解してもらうため、県教育委員会広報番組「はばたく紀の国」において、学校司書と学校図書館ボランティアの協力による優れた実践事例を紹介するとともに、作成した映像を学校図書館ボランティア等の研修会で活用し、啓発に努めました。さらに、和歌山県教育センター学びの丘のホームページに学校図書館を活用した取組事例を掲載するなど、広く情報提供しました。

県立図書館では、「図書館だより」の発行を年3回行い、館内で配布するとともに、ホームページに掲載し、県民に情報提供を行いました。また、メールマガジンによる配信、「県民の友」、「輝く！紀の国の教育」への掲載や館内での案内等により、図書館イベント等の子供の読書に関わる広報に努めました。

---

注17 4月23日。平成13年に国が定めた啓発日。子供の読書活動の重要性についての関心と理解を深め、子供が読書する意欲を高めることを目的とする。

## 第2章 基本方針及び推進体制

### 1 基本方針

国の基本方針と、本県の第三次推進計画期間における成果と課題を踏まえ、子供の読書活動推進を目指し、次の3点を基本方針として取り組みます。

#### (1) 発達の段階に応じた取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達の段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのため、発達段階ごとの特徴を理解するとともに、一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭・地域・学校等において、取組を進める必要があります。

#### (2) 子供が読書に親しむための環境の充実

家庭において、子供が本と出会い、本に親しむ環境をつくるためには、大人が子供に対して、本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。

図書館においては、子供や保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多く持つよう、読書環境を整備することが求められています。

学校においては、学校図書館が「読書センター」及び「学習・情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核としての役割を果たす必要があります。

#### (3) 子供の読書に関わる人の育成

子供が本と出会い、本の楽しみを知るためには、子供と本をつなぐ人の役割が大変重要です。

そのため、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員やボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組む必要があります。

### 2 推進体制

子供の読書活動を効果的に推進するためには、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれが担うべき役割を果たすとともに、子供の読書活動に関わる様々な関係機関等が連携し、相互に協力しながら継続的に子供の読書活動を推進していく体制を整備することが求められます。

#### (1) 県における取組

県教育委員会のみならず、知事部局と連携することに加え、学校・図書館(室)・民間団体等関係者との連携・協力によって、横断的な取組が行われる体制を整備するよう努めます。

#### (2) 市町村との連携・協力

県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めます。

各市町村において、地域の実情に応じて実施している様々な子供の読書活動に関する情報を他市町村に提供し、市町村相互の連携・協力体制が積極的に推進されるよう支援します。

また、子供の読書活動推進計画の未策定の市町村に対して、各市町村の実情を踏まえながら、地域の特性を生かした子供読書活動を推進する計画を策定するよう支援します。

### (3) 民間団体との連携・協力

民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの団体の活動内容が充実するとともに、相互の連携・協力が図られるように支援します。

## 3 数値目標

項目		現状値 (平成29年度)	目標値 (2023年度)
①学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 (平成30年度全国学力・学習状況調査)	小学校	19.6%	10.0%
	中学校	40.8%	20.0%
②学校司書の配置状況		20市町	全市町村
③小・中学校の学校図書館の昼休みと放課後の開館率	小学校	昼休み 86.0%※ 放課後 47.9%※	100%
	中学校	昼休み 89.9%※ 放課後 37.8%※	100%
④市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率	市	88.8%	100%
	町村	43.8%	70.0%
⑤公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置状況		12市町 (18市町中)	18市町 (18市町中)
⑥「中高生読書まつり」の参加者数及び出展数	ビブリオ	829人	1,000人
	POP	890点	1,000点

※ 平成30年度実績



## 第3章 子供の読書活動推進のための方策

### 1 家庭における子供の読書活動の推進

#### (1) 家庭の役割

家庭は、子供の生活の基本の場であり、子供が本と初めて出会う場でもあります。そのため、子供の発達段階に応じて、読み聞かせや、子供と一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけをつくることが重要です。

また、子供の読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

#### (2) 家庭における読書を支援する取組

家庭教育支援に関する講座・研修会等において、家庭における読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

家庭における子供の読書活動の推進を図るきっかけとして、市町村において、教育委員会、図書館（室）、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してブックスタートが実施されています。地域の実情に応じ、より多くの市町村で実施されるよう、情報提供や活動の支援に努めます。

子供の生活の中に読書が位置付けられるよう、ブックスタート等を出発点にし、発達段階や子供の興味・関心に応じた働きかけを行い、保護者も一緒になって読書に親しむことを促進します。そこで、子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒体として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す「家読（うちどく）」の取組を促進していきます（巻末「取組事例」P.5）。

### 2 地域における子供の読書活動の推進

#### (1) 公共図書館（室）の役割

公共図書館（室）は、子供にとって、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。また、その主体的な学びを生涯にわたって支える場でもあります。保護者や学校、子供の読書活動を推進する関係団体にとっては、子供に読ませたい本を選び、子供の読書について相談できる場です。

さらに、企画展示、子供やその保護者を対象にした読み聞かせ会等を実施し、学校や子供の読書活動を推進する団体等への講座や研修会の実施等を推進する拠点として重要な役割を果たすことが求められます。

#### (2) 県立図書館における取組

##### ① 読書活動に関する情報提供



県立図書館では、引き続き、「図書館だより」やホームページで定期的に情報を発信していきます。また、ポスター掲示、県の広報誌への掲載や報道機関への情報提供等により、司書やボランティア団体によるおはなし会、本の企画展示、「中高生読書まつり」等のイベントの開催等、子供の読書活動の機会を積極的に広報します。

また、ホームページにおいて県立図書館の司書が選んだ小中学生にお薦めの本のリストを掲載します。

**中高生読書まつり** 平成30年度子供の読書活動推進

**中高生読書まつり** 平成30年度子供の読書活動推進

**POPコンクール**

**POP募集** 中高生の皆さん！自分のオススメ本をPOPにしてみませんか！

**募集期間** 平成30年9月4日(火)～平成30年10月12日(金)

※POPとは、本を読みたい気持ちにさせる文章やイラストをかけたカードのことです。

**平成29年度 受賞作**

**中高生読書まつり**

**12/9日**

12:30～16:15

ピブリオバトル和歌山大会 決勝戦  
ピブリオバトル及びPOPコンクール表彰式

**決勝**

平成30年12月9日(日)  
12時30分～16時15分  
和歌山県立図書館

中学生・高校生の  
チャンプ本紹介者は  
全国大会へ推薦！

申込み等、詳しくは裏面をご覧ください。

※応募等、詳しくは裏面をご覧ください。

主催：和歌山県教育委員会 主管：和歌山県立図書館 後援：活字文化推進会議 主催：和歌山県教育委員会 主管：和歌山県立図書館

### 「中高生読書まつり」の案内

## ② 市町村立図書館（室）や関係機関・団体との連携・協力

### ア 市町村立図書館（室）への支援

市町村立図書館（室）は、地域における読書活動の拠点施設として、子供にとって読書活動がより身近なものとなるよう整備していく必要があります。しかし、本県において、公立図書館が設置されているのは、平成30年度末現在、30市町村のうち18市町のみです。

県立図書館は県内全ての地域に充実した読書サービスを提供できるよう、協力貸出等による図書の支援を行います。

また、図書館運営の相談や図書館職員研修を行い、市町村立図書館（室）の職員等が地域における子供の読書活動を推進するために必要な情報提供等を行うとともに、独自に実践できるよう支援を行います。

図書館未設置町村に対しては、図書の貸出や子供の読書活動を推進するための情報提供を行い、より一層の支援を行います。その上で、図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めてもらうための指導・助言等を行い、図書館設置の機運を醸成し、その整備を促します。市町村立図書館の設置市町に対しては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）に基づき、児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保や、児童・青少年、乳幼児とその保護者に対するサービス等の充実に努めるよう促します。

#### イ 図書館相互や関係機関・団体等との連携・協力

県立図書館は、県内の読書環境の充実を図るため市町村立図書館（室）、大学図書館等との連携・協力を強化するとともに、和歌山県内図書館横断検索システム<sup>注18</sup>による蔵書情報の提供等、貸出サービスの充実に努めます。

また、県立の社会教育施設5館（近代美術館、博物館、紀伊風土記の丘、自然博物館、図書館）が引き続き積極的に連携・協力し、地域における子供の読書活動を推進する事業を開催します。

さらに、子供の読書を推進する団体等への図書の貸出や出張講座を積極的に行うとともに、ボランティア活動等の機会の提供を行います。

#### ③ 学校図書館との連携・協力

県立図書館は、団体貸出や学校等協力貸出により学校図書館への図書の支援を行います。また、セット貸出では、学習内容に応じた図書を的確に提供し、活用の充実を図るため、ニーズ把握に努めます。

さらに、出張講座等を引き続き行うことで、子供の読書活動を推進する取組を学校図書館が独自に実践できるよう支援を行います。

#### ④ 県立図書館の資料の充実

県立図書館を直接利用する子供や保護者、子供の読書活動を推進する団体、市町村立図書館（室）、学校等の求めに十分応えるための資料の整備に努めます。

子供が読書の楽しさを知り、想像力や知的好奇心、豊かな心を育むことができるよう、児童図書の計画的な収集・整備を図ります。また、子供に対しての読み聞かせ等に活用できる大型絵本・紙芝居なども引き続き収集します。

---

注18 和歌山県内のWeb資料検索を提供している公共図書館・大学図書館の蔵書を同時に検索するシステム。

中高生が読書に親しめるよう、ヤングアダルト図書<sup>注19</sup>の充実にも努めます。

さらに、児童文学等に関する解説書や研究書、読書への興味を広げるためのブックガイドや読書案内、読み聞かせやストーリーテリングなどの手法を学ぶための資料等、児童文学研究図書を収集します。

その上で、市町村立図書館（室）をはじめ、学校や家庭文庫等の団体に対する貸出用図書（貸出文庫）の充実にも努めます。特に、セット貸出では、ニーズに合わせたセット内容の見直しに努めます。

#### ⑤ 児童生徒へのサービスの充実

「図書館ウォッチング<sup>注20</sup>」、「季節のおはなし会」をはじめとする司書やボランティア団体による子供とその保護者を対象としたおはなし会、「中高生読書まつり」や本の企画展示等の事業を実施し、子供の図書館利用の促進と本への興味を深めるためのサービスの充実を図ります。



図書館ウォッチング



季節のおはなし会

#### ⑥ 障害のある子供へのサービスの充実

郵送貸出、ボランティア団体と連携した対面朗読や特別貸出等のサービスの充実に努め、点字図書・LLブック・デイジー図書・布絵本等の資料の提供、バリアフリー設備や機器の充実を引き続き行います。障害のある子供が利用しやすく、本に親しむことができる環境を整備し、利用の促進を図るため、広報に努めます。

#### ⑦ 図書館評価の実施

県立図書館の運営の改善と図書館サービスの向上を図るための項目と指標

---

注19 おおむね12歳から18歳のヤングアダルト読者を対象とした図書。

注20 子供が普段入ることのできない書庫の見学や司書の仕事を体験する取組。

を設定し、年度毎の目標や達成度及び改善点等の公表を引き続き行います。その結果をもとに、業務の見直しを行い、利用者サービス等へ反映させます。

### (3) 市町村立図書館（室）における取組

市町村立図書館（室）においては、子供が読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるように、幅広い分野の本や情報を収集するとともに、地域における読書活動の中核施設として、子供の読書活動に関する情報を発信していくことが求められます。さらに、児童・青少年を対象とした読み聞かせ、ブックトークやブックリストの配布、保護者等を対象とした講座など児童・青少年の読書活動を促進するための様々な取組を実施することが望まれます。また、来館時に利用できるインターネットや利用者用端末（Opac）などの設備の充実を図り、それらの利用を促進することが重要です。

各地域では、ボランティアや民間団体等による地域での自主的な活動により、子供が読書に親しむ機会が提供されています。市町村立図書館（室）は、地域でのボランティアや民間団体等の活動状況を把握し、広く情報提供するとともに、おはなし会等を開催しようとする学校や地域施設等への情報提供や活動の充実に対する支援が求められます。

さらに、地域の学校等との連携を強化し、資料の貸出支援や図書館職員が学校等を訪問するなどの取組を積極的に行うことが求められます。また、司書等の専門職の配置を促すとともに、教職員やボランティア等を対象に研修を実施していく必要があります。

図書館が身近にない地域における移動図書館の運行や地域の学校等への配本の実施、障害のある子供が利用しやすい環境の整備等、よりきめ細かな児童生徒へのサービス充実を図ることが望まれます。

## 3 学校等における子供の読書活動の推進

### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

#### ① 園（所）の役割

幼稚園教育要領等に、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう。」と明記され、園（所）において、絵本や物語に親しむ活動の充実が求められています。

また、園児や未就園児の保護者に対する読み聞かせ等の大切さを啓発するとともに、異年齢交流における読み聞かせ等、子供が絵本に触れる多様な機会を提供する役割も期待されています。

#### ② 園（所）における取組

##### ア 絵本や物語に親しむ活動の充実



幼児期に絵本や物語の楽しみを十分に味わうことが、その後の読書習慣を形成する上で重要であることを踏まえ、園（所）において積極的に絵本や物語などに親しむ活動を行うよう促します。そのため、子供の興味や発達段階に応じた図書の選定や効果的な絵本の活用等、保育者の絵本に対する理解の促進にも努めます。

#### イ 保護者への啓発

幼児が絵本や物語に親しむ上で、家庭で読み聞かせ等を行うことが重要であることから、保護者に対して読み聞かせの大切さについての理解を図るため、「家庭教育サポートブック」等の活用を促進します。

#### ウ 異年齢交流

児童生徒や地域ボランティアが、園（所）等の幼児に読み聞かせを行うなど、異年齢交流において子供が絵本に触れる機会が増えるよう促します。



中学生による絵本の読み聞かせ



地域ボランティアによる絵本の読み聞かせ

### (2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等

#### ① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

児童生徒の読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法21条において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、高等学校においても、義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展・拡充させることとなっています。

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

また、学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています（巻末「参考資料」P.11、P.12）。

## ② 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における取組

### ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが大切です。

小学校から中学校へ進むに従い、読書離れの傾向が見られることから、県内の多くの学校で実践されている全校一斉読書や読み聞かせ、ブックトーク、目標とする読書量の設定等の読書活動の取組を一層充実させます。

高等学校においても、小・中学校の取組を踏まえた様々な取組がなされていますが、その取組状況はまだ十分とは言えません。実施方法の見直しや、生徒の実態に合わせた読書活動の推進を図る必要があります（巻末「取組事例」P.6）。

また、校内に推薦図書コーナーを設けたり、ビブリオバトルやPOP作成等の取組を通して児童生徒が相互に図書を紹介することで、様々な分野の図書に触れ、読書の幅を広げる機会を増やすよう促します。

各学校においては、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて読書指導を推進することが大切です。そのためには、学校司書、司書教諭や学校図書館担当教員のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

さらに、読書指導に関する先進的な取組事例を参考にして、教職員の意識や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めることが必要です。

### イ ふるさと教育を通じた読書活動の推進

県では、郷土の先人や歴史、文化等への理解を深めるとともに、ふるさとへの愛着を高め、ふるさとに貢献しようとする人を育てるため、ふるさと教育の充実に取り組んでいます。

県は、ふるさと教育副読本「わかやま何でも帳」を中学生に1人1冊ずつ配布し、子供たちがいつでも、どこでもふるさと和歌山のことを調べたり、教科等で活用できるようにしています。学校が、ふるさとに関わる資

料を学校図書館に配置するなど、子供たちが必要な時に活用できる環境を整備することも大切です。「わかやま何でも帳」等、様々な資料を活用してふるさと教育を充実させることで、郷土の先人や歴史、文化等についてさらに深く調べたり、学んだりしようとする子供を育て、読書活動の推進につなげていきます。

さらに、県立図書館や市町村立図書館（室）においても保有する郷土資料等の活用を促進します。

また、県立図書館で平成6年度から毎年開催している「手づくり紙芝居コンクール」では、平成27年度から、テーマを「ふるさと和歌山再発見！」とし、本県に関する紙芝居を募集しています。紙芝居作成に向けて、「紙芝居の作り方、演じ方」をテーマにした県立図書館の司書による「出張講座」も実施されています。ふるさと教育での学びを形にする取組の一つとして、「手づくり紙芝居コンクール」を位置付けることで、紙芝居をつくり、演じる楽しさを味わうことは、紙芝居の魅力に触れるだけでなく、主体的な学習活動を通して読書との関わりを深めることにもつながります。

#### ウ 障害のある子供の読書活動の推進

障害のある子供が豊かな読書活動を体験するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた選書や読書環境を工夫することが必要です。

障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級のみならず、通常の学級にも在籍していることを踏まえ、点字図書・LLブック・デイジー図書・布絵本等の教育的ニーズに応じた図書や、パネルシアター<sup>注21</sup>やICT・支援機器を活用した読書活動等についての情報提供を行い、全ての学校において、一人一人に応じた読書活動を推進します。

#### エ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童生徒の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進することが重要です。

県では、全ての公立小・中学校等において、学校図書館の開館率の向上を目指し、図書の修繕や分類方法等の体験を行う学校図書館ボランティア研修会を開催することで、ボランティアや地域の方々による、学校図書館の環境整備等を中心とした支援・協力を促進します。

さらに、「きのくにコミュニティスクール」の活動の一つとして実施される学校図書館の環境整備や児童生徒への読み聞かせ等の支援は、多様な経

---

注21 白や黒の起毛した布地を張った60×100cm程度のパネル（舞台）に、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じる人形劇。

験を有する地域の人々の協力を得ることによって、児童生徒の読書に親しむ様々な活動を推進していくことを可能にします。

また、引き続き、「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」を推進し、学校図書館の蔵書の充実に努めます。

### (3) 学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めるための「学習センター」としての機能、そして、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成するための「情報センター」としての機能を果たす必要があります。特に、新学習指導要領の総則では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されており、学校図書館が、学校教育の中核的な役割を果たせるよう機能の強化に努めます。

また、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えることで、子供のストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題へ対応できる校内の「心の居場所」としての機能も果たすことができます。

#### ① 学校図書館資料等の整備・充実

##### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくため、そして、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において様々な教育活動を展開していくためにも、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

最近では、ニュースをインターネットで見る人も増えていますが、インターネットには根拠の薄い情報等もあふれているため、「メディア・リテラシー（情報を応用する能力）」を養うことが必要です。さらに、選挙権年齢及び成年年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身に付けることが、これまで以上に求められています。こうしたことから、新聞の複数紙配備に努め、新聞記事を読み比べることができる環境を整備する必要があります。

国においては、学校図書館の機能強化を図るため、平成29年度からの5



年間を期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」が新たに策定され、各学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書の更新、学校図書館への新聞配備等のための地方財政措置が講じられています。これらのことを踏まえ、国が定める学校図書館図書標準の達成とともに、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備や新聞配備の充実を促していきます。

また、公共図書館等が行っている図書の学校貸出等のサービスの積極的な利用の促進を図ります。

#### イ 学校図書館の環境の整備

学校図書館については、「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も重要であることから、児童生徒が必要な資料を主体的に選択・収集・活用する学習活動が行えるよう、原則として日本十進分類法(NDC)により整理し、配架するなど発達の段階に応じた環境の整備に努めるよう促していきます。

#### ウ 学校図書館の情報化の推進

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や公共図書館とオンライン化することは、自校の蔵書のみならず、地域全体での図書の利用を促進し、多様な興味・関心に応える図書の整備が可能になります。

しかし、学校図書館の蔵書情報をデータベース化している学校は、小・中学校とともに全国平均より低い状況です。そのため、学校図書館図書情報のデータベース化を促進し、各種資料の検索や管理を行いやすい環境の充実に努めるとともに、県立学校では、学校図書館間及び市町村立図書館(室)とのネットワーク化にも努めます。

また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器を整備している県内学校図書館の割合は、いずれの校種においても全国平均より低い状況です。学校図書館のインターネット環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、整備を促進します。

#### ② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の促進

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさ、本のすばらしさを伝えたり、本を使った学習方法を教える大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館はより一層その機能を発揮することが可能になります。学校図書館の運営

に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校司書や司書教諭が中心となり、教職員・ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

司書教諭については、12学級以上の学級を有する県内の公立小・中学校等の全てに配置されているため、11学級以下の学校においても、司書教諭が配置されるよう促す必要があります。

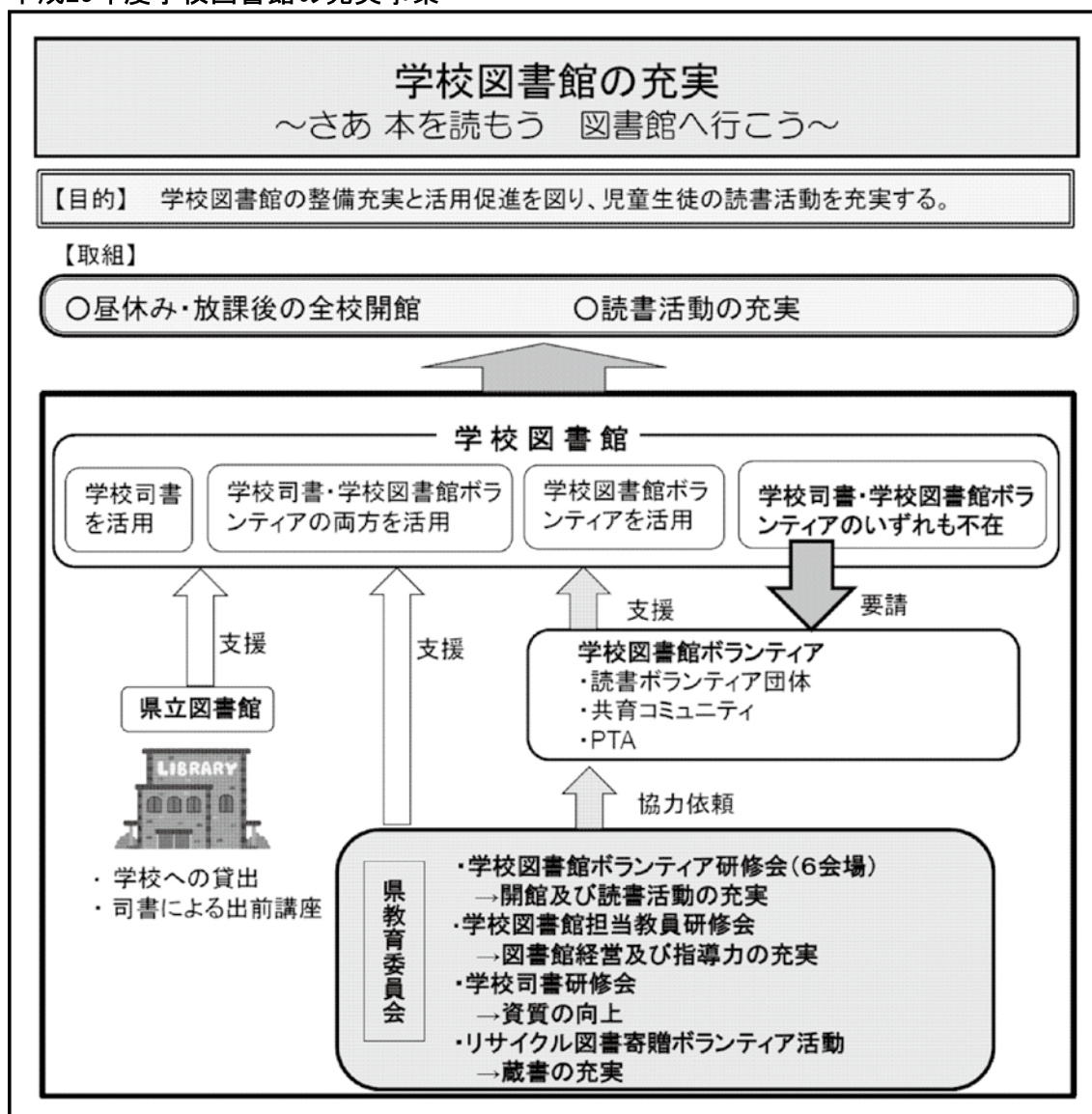
また、学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施するとともに、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが有効です。

学校司書の配置については、全ての市町村に配置されるよう働きかけます。

### ③ 小・中学校における学校図書館の休み時間の開館

平成30年3月に策定した「第3期和歌山県教育振興基本計画」において学校図書館の充実について、使いやすく、活用できる学校図書館となるよう取組を推進することとし、「小・中学校における学校図書館の昼休みと放課後の開館率100%」を目標として掲げました。

県では、学校図書館担当教員・学校司書・読書ボランティアの研修を実施し、人材育成を行うとともに、昼休みや放課後の学校図書館開館を促すことで、読書環境を整備し、充実を図ります。



#### 4 民間団体の活動に対する支援

##### (1) 民間団体の役割

民間団体による読み聞かせやおはなし会など、地域での自主的な活動を通して、子供が読書に親しむ機会が提供されており、今後ともその役割が期待されています。

また、民間団体が相互に連携・協力を図り、学校、地域との連携を深めていくことが必要とされています。

##### (2) 民間団体の活動に対する支援

民間団体等を含めた、読書活動団体のネットワークづくりや研修の機会を提

供し、子供の読書活動を推進する活動がさらに広がり充実していくよう支援します。また、国等の助成制度について情報提供するなど、民間団体が行う子供の読書活動、家庭文庫等の取組を支援します。

県立図書館は、図書館ボランティアの読み聞かせ等の実践機会や活動に使用する図書の提供を行います。さらに、県内各地域の市町村立図書館（室）や学校・園（所）等で活動している保護者や子供の読書活動を推進するボランティア団体等への貸出や自主研修の支援を行うとともに、子供の読書に関する相談に応じます。

## 5 普及啓発活動

### (1) 普及啓発活動の推進

#### ① 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

「子ども読書の日」関連の取組については、地域間に差があります。各地域の実情に応じて「子ども読書の日」関連の取組が実施されるよう支援していきます。

県立図書館では「子ども読書の日」に併せて年間特別展示を開始するとともに、「こどもの読書週間<sup>注22</sup>」期間中、ポスターの掲示やホームページ等を通じて普及・啓発を図ります。

また、子供の読書活動推進計画未策定の市町村に対して、各市町村の特性を生かした子供読書活動を推進する計画の策定に向け働きかけます。

#### ② 各種情報の収集・提供

子供の読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県や市町村・市町村立図書館（室）・学校・民間団体等における特色ある優れた実践事例を収集し、県教育委員会が発行する教育広報紙「輝く！紀の国の教育」や県教育委員会のホームページ等を通じて、情報提供を行います。

県立図書館では、引き続き、「図書館だより」を館内で配布するとともに、ホームページに掲載し、県民に情報提供を行います。さらに、メールマガジンによる配信、「県民の友」への掲載等により、図書館イベント等の子供の読書に関わる広報に努めます。

### (2) 優良な図書の普及

---

注22 「子供たちにもっと本を！」との願いから、「こどもの読書週間」は、昭和34年に始まりました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）でしたが、平成12年より、今の4月23日（世界本の日・子ども読書の日）～5月12日になりました。

県立図書館では、社会保障審議会が児童福祉文化財として推薦している図書について、ポスター掲示等により情報提供を行います。

また、「よい絵本」(全国学校図書館協議会選定)や「図書館でそろえたいこどもの本・えほん」(日本図書館協会青少年委員会・児童基本蔵書目録小委員会/編集)に掲載されている本については、引き続き、展示の際に、その旨を記したシールを添付します。

さらに、県内の小学校が使用している国語科教科書で紹介されている本については、常設コーナーを設け、青少年読書感想文全国コンクール(全国学校図書館協議会・毎日新聞社主催)の課題図書については、わかりやすく特別コーナーを設け、展示・貸出することで、引き続き、学校や利用者(保護者)からの要望に応じていきます。

# 和歌山県子供の読書活動推進計画(第四次)概要

## 趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」や国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基に、おおむね5年(2019~2023年度)にわたる子供の読書活動推進に関する本県の基本方針と具体的方策を明らかにする。

## 子供の読書活動に関する状況

学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合  
「全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査」(文部科学省)

		平成20年度	平成25年度	平成30年度
小学校	県(公立)	23.8%	25.7%	19.6%
	全国(公立)	20.3%	20.8%	18.7%
中学校	県(公立)	44.1%	42.9%	40.8%
	全国(公立)	37.6%	36.0%	32.9%

県内公立小中学校における学校司書の配置人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配置人数	9人	15人	22人	34人	48人
配置校数	32校	45校	68校	111校	169校
市町村数	4	5	9	14	20

県における不読率については、小学校では、全国の平均に近づき、改善傾向にあります。中学校においては、依然として高い状況にあります。

学校司書の配置については、県内の小中学校において、平成25年度から配置を開始しているが、配置率は全国平均を下回っています。

## 課題

- 中高生の不読率の高さ
- 学校図書館における人的配置(地域格差)

## 基本方針

1 発達の段階に応じた取組の推進

2 子供が読書に親しむための環境の充実

3 子供の読書に関わる人の育成

## 方策

### 家庭

- ・家庭教育支援に関する講座・研修会の開催
- ・ブックスタート事業の促進
- ・「家読(うちどく)」の促進
- ・発達の段階に応じた読み聞かせ等の促進 等

### 地域(図書館等における取組)

- ・県立図書館と市町村立図書館(室)等との連携・協力の強化
- ・学校図書館への貸出及び出張講座の実施
- ・児童生徒へのサービスの充実
- ・障害のある子供へのサービスの充実 等

### 学校等

- ・「家庭教育サポートブック」等の活用の促進
- ・リサイクル図書寄贈ボランティア活動の推進
- ・ふるさと教育を通じた読書活動の推進
- ・「きのくにコミュニティスクール」等、学校・家庭・地域の連携による学校図書館の機能強化、整備・充実及び開館促進 等

民間団体への支援  
・研修の機会の提供 等

普及啓発活動  
・ホームページ等による情報提供 等

## 数値目標

項目		現状値 (平成29年度)	目標値 (2023年度)
①学校の授業時間以外に1日当たり全く読書をしない児童生徒の割合 (平成30年度全国学力・学習状況調査)	小学校	19.6%	10.0%
	中学校	40.8%	20.0%
②学校司書の配置状況	20市町		全市町村
③小・中学校の学校図書館の昼休みと放課後の開館率	小学校	昼休み 86.0%※ 放課後 47.9%※	100%
	中学校	昼休み 89.9%※ 放課後 37.8%※	100%
④市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定率	市	88.8%	100%
	町村	43.8%	70.0%
⑤公立図書館における中高生向け図書コーナーの設置状況	12市町 (18市町中)		18市町 (18市町中)
⑥中高生読書まつり(ビブリオバトル、POPコンクール)の参加者数及び出展数	ビブリオ	829人	1,000人
	POP	890点	1,000点

※ 平成30年度実績



# 取組事例

## 【市町村立図書館の取組】

有田市図書館	1
みなべ町立図書館	2

## 【学校司書を配置した小・中学校の取組】

広川町立津木小学校	3
那智勝浦町立下里中学校	4

## 【特色ある取組】

「うちどく」 岩出市立岩出図書館	5
「生徒の実態に合わせた読書活動」 県立きのくに青雲高等学校	6



## 【市町村立図書館の取組】

図書館名	有田市図書館		
蔵書数	86,181冊	児童書冊数の割合	31.7%
開館時間	平日(9時30分～19時00分)、土日祝(9時30分～17時00分)		

### point！「あかちゃんタイム」等、イベントの工夫とオリジナルキャラクター「アリッサ・ダグラス・シモン」を効果的に用いた広報活動

開館して28年が経過した有田市図書館は、平成29年7月に新図書館に移転し、子供の読書活動推進イベントの充実に力を注いでいる。その中でも、「あかちゃんタイム」は大変好評である。毎週木曜日9:30～12:00を「あかちゃんタイム」と称して、乳幼児から就園前の子供とその保護者が、他の来館者に気兼ねなく図書館を利用できるよう、小さなお子さんが騒いでも大丈夫な時間として設定した。その結果、子育て世代の利用者が増え、乳幼児から図書館に親しむ機会を持つことにより、子供の読書習慣の定着につながっている。また、オリジナルキャラクター「アリッサ・ダグラス・シモン」を作成し、それらを効果的に用いることで、親しみやすい雰囲気作りに努めている。

#### ○図書館の目標

・いつでも、だれでも、「自ら学べる場」。子供から大人までの全ての市民の必要とする情報を収集・保存し、市民に活発に利用される図書館を目指す。

#### ○子供の読書活動に関する取組

##### 【定期的な催しについて(職員実施)】

- ・あかちゃんタイム(毎週木曜日9時30分～12時00分)
- ・アリッサのおはなしかい(0歳から就学前の子供を対象とした読み聞かせや手遊びなど)
- ・ダグラスのおはなし会(5歳ぐらいからの子供を対象とした読み聞かせや歌、工作など)
- ・もりのかみしばい屋さん(子供を対象とした紙芝居の読み聞かせ)
- ・シモン'Sクラブ(中高生を対象とした催し。各回内容が異なる)

##### 【単発的な催し(職員実施)】

- ・ALTと英語でおはなし会(ALTに協力してもらい、子供を対象とした英語による読み聞かせ、歌、遊びなど)
- ・ビブリオバトル(平成30年11月18日に実施。対象は中学生・高校生)

##### 【ポイントカード(職員実施)】

・職員実施によるイベント(ビブリオバトル以外)では、ポイントカードを発行。イベントに参加してくれた方には押印し、ポイントがすべて貯まれば粗品をプレゼントしている。

##### 【定期的な催し(ボランティア実施)】

- ・「有田市朗読ボランティアささやき」によるおはなし会(毎月第4土曜10時30分から。子供を対象とした読み聞かせ)

##### 【学校などの各施設への働きかけ(職員実施)】

・配本サービスは、有田市図書館の本を配達するサービスで、年間3回実施予定。(市内の小学校7校各100冊、幼稚園2か所各50冊、保育所8か所各50冊、公民館8か所各50冊、児童館1か所50冊、福祉施設2か所各50冊、市立病院1か所50冊)

##### 【広報活動・情報発信】

- ・利用者に対して、新しい情報を伝えるため、ツイッター(毎日更新)やフェイスブック(月1回更新)を利用し、情報発信を行っている。
- ・有田市図書館の愛らしいオリジナルキャラクター(アリッサ・ダグラス・シモン)を作成し、これらをホームページ等で効果的に用いて、子供たちに親しみやすい温かな雰囲気づくりに努めている。



アリッサ ダグラス シモン

#### ○成果

・あかちゃんタイムを設けることにより、子育て世代の利用が増え、保護者は周りを気にせず安心して利用できるようになった。また、乳幼児の頃から、図書館に慣れ親しむ機会を持つことにより、読書習慣の定着につながっている。

#### ○課題・今後の対応

・子供の年齢があがるにつれ、図書館の利用頻度が低下していく傾向にあるため、それに対応した、より魅力的な活動を実施する必要がある。

(参考)有田市図書館ホームページ(<https://www.lib100.nexs-service.jp/arida-city/guide.html>)

図書館名	みなべ町立図書館(ゆめよみ館・上南部分館)		
蔵書数	117,345冊	児童書冊数の割合	34.0%
開館時間	ゆめよみ館:火～日曜日(10時00分～18時30分) 上南部分館:月～金曜日(8時30分～17時15分)・土曜日(10時00分～16時00分)		

**point！学校と連携した取組による来館のきっかけづくりと本館・分館及び2つの公民館図書室による地域全域のイベント開催**

小・中・高等学校の図書館司書との連携により、必要な図書の貸出を行うなど、子供たちへの読書環境の支援を行っている。不読率の高い高校生については、学校司書の協力による生徒作品のPOPの展示や、地域の高校の部活動作品展を図書館で行うことによって、今までほとんど来館しなかった生徒にとって、図書館を利用するきっかけとなっている。また、夏休み等の長期休業期間中には、図書館だけでなく公民館図書室とも連携し、町内の4か所で読書イベントを開催することで、どこに住んでいてもイベントに参加できるよう、町全体の読書に対する気運を醸成している。

○図書館の目標

・乳児から高齢者まで、それぞれに合った資料を充実させ、また、多様な行事を行うことで、住民の学ぶ意欲を掘り起こし、必要な情報を提供し、資料と人、人と人が出会い、それが人づくり、町づくり、生きがいつくりにつながる図書館を目指します。

○子供の読書活動に関する取組

【館内・定例のもの】

- ・おはなし会(4歳児以上を対象にした絵本の読み聞かせ)
- ・ちいさいひとのためのおはなし会(0～3歳児とその保護者を対象にした、絵本の読みきかせやわらべ歌)
- ・わくわくタイム(4歳児以上を対象にした絵本の読み聞かせと簡単な工作)
- ・ビデオ上映会(子供向けDVDやビデオの上映)
- ・おはなしの会(上南部分館で、4歳児以上を対象にした絵本の読み聞かせと簡単な工作)

【館外・定例のもの】

- ・保育所・幼稚園への出張読み聞かせ
- ・小学校へ出張読み聞かせ・ブックトーク・配本
- ・ブックスタート:10か月児健診時に絵本の読み聞かせを行うとともに、1冊配布する(健康長寿課と連携)

【その他】

- ・春休みイベント 町内巡回「おすすめの本の展示とおはなし会」の実施
- ・こどもの読書週間イベント「おはなしの森」(ストーリーテリング)の開催
- ・夏休みイベント(「手づくりのちいさな絵本」募集・講座「POPをつくろう」・工作教室「つくってあそぼう」・上南部分館での「おはなしを聞く会」)の実施
- ・小学生や学童保育児を招いて、利用案内とおはなし会の実施
- ・読み聞かせボランティアの養成講座や、作家を招いての読書講演会などの実施



地域の高校図書館と連携したPOPとおすすめの本の展示

【地域の学校との連携】

- ・小学校・中学校・高校の図書館司書と連携した図書の貸出
- ・地域の高校図書館と連携しPOPと本の展示
- ・中学生や新任教諭の職場体験の受け入れ
- ・新採教員への図書館施設の紹介
- ・地域の高校美術部による作品展
- ・夏休みの自然観察教室(児童を対象)の講師に地域の高校の理科教諭を招聘

○成果

- ・小学校へ出張読み聞かせやブックトークを実施した後は、紹介した本の問い合わせがあり、図書館を身近に感じてもらえている。また、読んだ絵本を借りてくれるケースも多い。
- ・乳幼児のおはなし会は人気である。ブックスタートで絵本を配布し、図書館での「おはなし会」を紹介している効果もあり、参加者が増えている。地域の高校と連携した作品展は、図書館に来たことがなかった生徒やその家族も来館する機会となり、図書館を利用するきっかけづくりになっている。

○課題・今後の対応

- ・放課後や休日に図書館に来館する子供たちが少なくなっている。来館しても気軽に読めるような本にしか手を伸ばさない子供もたくさん見受けられる。そんな中、来館した子供たちに積極的に読書へのいざないができるよう、スタッフの研鑽が必要と感じる。
- ・読み聞かせボランティアの方々への研修を充実させ、保育所や幼稚園へ出張おはなし会の機会を増やし、より多くの子供たちに心に響く絵本との出会いを作っていきたい。

(参考) みなべ町立図書館ホームページ(<http://www.town.minabe.lg.jp/bunya/tosyokan/>)

## 【学校司書を配置した小・中学校の取組】

学校名	広川町立津木小学校		
学級数(児童・生徒数)	4学級(27人)	配置開始時期	平成27年4月
勤務形態	非常勤2名(火1名、金1名[8時00分～16時30分])		

### point! 教員との協働による授業の質の向上と保護者用図書だより等による保護者への理解促進

各学年・各教科で計画的に学校図書館を活用できるよう、教員と学校司書が協働し、「図書館活用年間計画」を作成した。この計画により、授業と連動しながら学校図書館を意図的に活用することで、学習センター・情報センターとしての役割を果たしている。また、保護者にも学校図書館を開放し、保護者用図書だよりを発行することで、読書の大切さの啓発や学校図書館の利用促進に努めている。さらに、学校図書館の開館時間を延長することで、さらなる利用促進を図っている。

#### ○主な業務

- ・図書館教育主任と共に「図書館活用年間計画」を作成(計画的・意図的な活用)
- ・館内整備(選書、本の修理、廃棄作業、掲示、配架、机やイスの配置)
- ・図書収集、本紹介(国語科での並行読書、総合的な学習の時間等での調べ学習)
- ・図書貸出、返却
- ・授業支援(図書手配、授業補佐、読み聞かせ、ブックトーク等)
- ・広報活動(児童用図書だより、保護者用図書だより、掲示物)
- ・図書委員会活動の指導、支援(日常活動、図書に関するイベント)

#### ○工夫した取組

- ・図書館活用年間計画作成による図書館の活用体制、読書活動推進体制を整える。
- ・児童の要求する情報が学校図書館にあるか常時確認と整理。公立図書館との連携、借入による積極的な授業支援、学校図書館資料の充実を図っている。
- ・季節や教育活動に応じた図書館の環境整備に努めている。
- ・保護者にも学校図書館を開放し、保護者用図書だよりを発行した。
- ・児童・保護者がいつでも利用できるよう、開館の利用時間を拡大した。
- ・図書委員会と学期に1回ずつ図書に関するイベントを開催した。1学期「図書館ナゾ解きゲーム図書館の宝箱を開けよ!」2学期「読書郵便」を行い、3学期は「書き出し袋」を行った。
- ・図書委員がPOPやイベントの品物などを制作する支援を行った。児童の学び合いや思考力想像力の育成に繋がった。
- ・図書館キャラクター「としよっぴー」の活用により児童に読書の楽しさを与えた。



「としよっぴー」の活用例



読み聞かせ

#### ○学校司書配置による効果

- ・図書館の掲示、新刊本の配置や本の紹介などを工夫することで、快適で来館したくなる環境となり、来館数が増えた。保護者も学校図書館に興味をもつようになった。
- ・学習センター、情報収集センターとしての図書館としての役割が果たせている。放課後、下校時刻までの時間を利用し、図書館で学習する児童が増えた。
- ・教員との協働により授業の質が高まり、読書の幅が広がった。
- ・イベントは、図書委員会の児童の意欲向上につながり、全校児童と本をつなぐことに発展した。

#### ○課題・今後の対応

- ・学校司書による児童や教員へのサポートがスムーズにできるように計画化、組織化する。
- ・各教科等の言語活動の工夫、家庭・地域との連携の推進により読書の習慣化を図る。
- ・読書の質を高める。

学校名	那智勝浦町立下里中学校		
学級数(児童・生徒数)	4学級(68人)	配置開始時期	平成27年5月
勤務形態	非常勤1名(月～金曜日 [8時30分～17時15分])		

**point ! 日本十進分類法に基づいた環境整備とビブリオバトルの取組を通じた読書推進**

学校図書館の蔵書を日本十進分類法に基づき配架することは、公共図書館を活用する際の素地を養い、生涯にわたって読書に親しむことにつながると考え、読書環境の整備に努めている。『きみたちの図書館を作ろう』企画の取組の一つとして、生徒自身が日本十進分類法に留意しながら選書することも試みた。また、教員と学校司書が協働し、いち早くビブリオバトルに取り組み、学校図書館内に特設コーナーを設置した。学校全体でビブリオバトルの楽しさを共有し、選書本を紹介することで、生徒の読書の幅を広げることができている。

○主な業務

- ・図書館内整備(掲示・配架・廃本・日本十進分類法に基づく蔵書配置転換)
- ・選書
- ・新刊受入作業
- ・図書館利用オリエンテーション
- ・読書活動推進業務(生徒からの読書相談・レファレンス・POPづくり・図書便り作成)
- ・授業支援(ビブリオバトル、生徒による小学校での読み聞かせ支援)

○工夫した取組

- ・本を探しやすくするために、従来の配置から日本十進分類法に基づいた蔵書配置への転換作業を行った。
- ・定期的な廃本作業を実施し、時期に応じた利用しやすい館内環境を整備した。
- ・「季節に応じたテーマ展示」、「POP作成」、「図書便りの発行」を通じて読書を推進した。
- ・「本を探しに来た生徒へのレファレンス」、「読む本に悩んでいる生徒への読書相談」、「おすすめ本の紹介」を随時実施した。
- ・読み終わった本の感想を伝えてくれる生徒に対し、なるべく共感したり、感動した想いに応えられるよう、同じ本を読んだり関連情報を収集した。
- ・「きみたちの図書館をつくろう」企画では、春にオリエンテーションを行うことで、図書館に親しみを感じてもらったり、日本十進分類法への理解を促すだけでなく、普段興味の無い分野の分類方法にも目を向けてもらえるようにした。
- ・「ビブリオバトル」の取組では、集中的に訪問してアドバイスをを行うとともに、校内大会・町内大会にも参加し、連携を深めた。また、図書館内にビブリオ特設コーナーを設置し、紹介本を取り上げることで読書推進へと繋げた。
- ・特別イベント(7月:怪談、12月:楽器演奏と読み聞かせのクラボククリスマス企画)を実施し、本への親しみの促進を図った。



分類に留意した選書作業

○学校司書配置による効果

- ・「季節に応じたテーマ展示」等、季節ごとに読書環境を整備することで、生徒の学習環境の充実につながった。
- ・教職員が気付かない(気付けない)視点からのアプローチによる読書活動支援が積極的に行われることにより、生徒の本への関心が高まった。
- ・授業支援の方法や対応から、教職員が学ぶことができた。

○課題・今後の対応

- ・授業支援として、学習内容に合わせた図書を準備できる館内蔵書の充実を図るためにどのような本が必要なのか、教科の先生との連携を深めていく必要がある。
- ・文学の本以外の分野の本利用が少ないため、授業に役立つ本の充実や、学習センター・情報センターとしての機能を発揮できるように努める。



## 【特色ある取組】

## うちどく

図書館名	岩出市立岩出図書館		
蔵書数	302,462冊	児童書冊数の割合	26.8%
開館時間	10時00分～19時00分 (分館・分室は、18時30分閉館〔分室は正午～13時00分の間休室〕)		

### ○取組の背景

・家庭でのコミュニケーション不足や、学力の低下、さらにはいじめ等、社会問題が深刻化する昨今、うちどくの習慣で、それらが改善されたというデータがある。そのため、少しでもそれらの解消の手助けになればと考え、子供の読書活動推進の一環として、家族ふれあい読書推進事業に取り組み、「うちどくノート」を作成した。

### ○取組の概要

#### 【うちどくの基本について】

・子供を中心に家族で同じ本を読んで、読んだ本について話し合う。

#### 【うちどくノートについて】

・加除式の冊子で、家族との読書の記録を書きとめる欄や「うちどくにおすすめのブックリスト」を掲載している。「うちどくにおすすめのブックリスト」は、小学校低学年用、高学年用、中学生用の3種類ある。  
・学校を通じて、小学校入学時に、冊子一式を配布し、小学校4年時・中学校1年時に、それぞれ小学校高学年用・中学生用のブックリストを配布している。

#### 【取組方法】

1. うちどくノートには学年に応じた「うちどくにおすすめのブックリスト」を掲載しているので、参考にするなどして本を選ぶ。
2. 選んだ本を家族で読み、読んだ本について感想などを話し合う。
3. うちどくノートに、読んだ本のタイトル、子供の感想や家族のコメントなど、読書の記録を書く。

#### 【学校との連携による取組を進めるための啓発等】

・学校の宿題としてうちどくに取り組んでくれている。  
・「うちどくにおすすめのブックリスト」の本から出題する「うちどくクイズ」を実施し、クイズ用紙の配布・回収は学校でも行っている。  
・児童・生徒が書いた読書の記録を各小中学校から選出してもらい、年1回岩出図書館で展示している。  
・小学校の就学時健診の際に、図書館職員が各小学校に出向き、読書の大切さやうちどくへの取り組み方について保護者への啓発を行っている。



うちどくノート

### ○成果と課題・今後の対応

・子供が家庭で読書する機会が増えるとともに、うちどくに使う本を選ぶために、図書館を利用する子供が増えた。しかし、第3次岩出市子ども読書活動推進計画策定時に行ったうちどくノートに関するアンケート結果から、「子供だけ本を読んで保護者は読まずにコメントだけ書く」、「宿題になったときだけうちどくノートを使う」という回答が多く、うちどくが家庭でのコミュニケーションツールとしての役割をうまく果たせていない。そのため、今後も、うちどくの目的や取り組み方などについて保護者への啓発を行う。

(参考) 岩出市立岩出図書館ホームページ (<http://www.iwade-city-lib.jp/>)

## 生徒の実態に合わせた読書活動

学校名	県立きのくに青雲高等学校		
生徒数	定時制:319名 通信制:951名	蔵書所数	約27,000冊

### ○SNSを利用した情報発信

#### 【始めるに当たって】

- ・多様な生徒に、従来の「図書だよりのような印刷物を読んでもらうことは、難しいと感じていた。すでに高校生にとってのSNSは、身近で使い慣れている情報源である。そこで、学校に滞在する時間が短い定時制やスクーリング日にしか登校しない通信制の生徒もいつでも見ることができ、情報を迅速に視覚的に発信できる手段としてツイッターを始めた。

#### 【具体的な内容】

- ・発信者は学校司書で、内容は主に新着図書のお薦めの本の紹介、図書館や学校の様子、開館日時のお知らせなどである。多くの生徒は、中学校でほとんど学校図書館を利用しておらず、学校司書の存在も身近ではない。そのため、少しでも「図書館ってなんか面白そう、学校司書ってこんな人なんだ」と感じてもらい、「とりあえず図書館に行ってみようかな」というきっかけになるような話題選びや親しみやすい言葉遣いを心がけている。

#### 【生徒たちの反応など】

- ・図書館に置いてある観葉植物が元気ないとツイートした時は、「寒さが原因では？」などいくつかリプライがあり、それを見た生徒が様子を見に来た。また、直接読書とは関係のない話題でも、図書館に来館する生徒が増え、交流が盛んになった。
- ・生徒が図書の返却時に話してくれた感想をツイートした時は、翻訳者から直接リプライが届き、感謝の言葉と関連図書をすすめていただいた。生徒は興味をもってその図書を読んでいた。
- ・新しいソファが入ったとツイートした時には、休みがちな生徒から「座りに行きたいな」とリプライがあり、「待っていますよ」と返した。学校に行けない状況の生徒ともささやかながらつながっていると感じた。
- ・新着図書や本の紹介をすると、すぐに生徒が問い合わせにくることが多い。読書が好きな生徒はよくチェックしているようだ。



### ○成果と課題、今後の対応

- ・情報の伝達スピードが速いことは、本の情報を欲している生徒に好評であった。読書の習慣がない生徒にとっては目新しさや親しみやすさという点で有効だった。生徒からは、インスタグラムをしてほしいなどの要望もある。様々なメディアやツールがあるなか、本校の生徒が興味・関心を持つ方法を柔軟に試しつつ、読書への誘いを続けていきたい。





# 参考資料

- 1 各市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等・・・ 1
- 2 県・市町村立図書館施設一覧・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 都道府県別図書館設置率・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ・・・・・・ 4
- 5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)・・・・・・ 5
- 6 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 学校図書館法・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 学習指導要領における学校図書館の位置付け(抜粋)・・・・・・ 11

# 1 各市町村における「読書活動推進計画」の策定状況等

市町村名	各市町村における「読書活動推進計画」の制定・実施状況(平成30年4月現在) ※策定済み(17市町)		乳幼児とその保護者に対する読書活動支援に関する調査(平成31年3月現在) ※○:実施 △:検討中		
	策定状況	策定時期	読み聞かせの実施	ブックリスト等の配布	ブックスタート等の実施
和歌山市	有	平成25年3月	○	—	△
海南市	有	平成23年3月 一次計画策定 平成28年8月 二次計画策定	○	○	○
橋本市	有	平成21年3月 一次計画策定 平成27年3月 二次計画策定	○	○	○
有田市	有	平成23年1月	○	—	—
御坊市			—	—	△
田辺市	有	平成17年3月 一次計画策定 平成22年3月 二次計画策定	○	○	○
新宮市	有	平成24年3月 一次計画策定 平成30年4月 二次計画策定	○	○	○
紀の川市	有	平成29年4月 一次計画策定	○	—	○
岩出市	有	平成20年3月 一次計画策定 平成25年12月 二次計画策定 平成30年3月 三次計画策定	○	○	○
紀美野町			○	○	○
かつらぎ町	有	平成24年10月 一次計画策定 平成30年7月 二次計画策定	○	○	○
九度山町			—	—	△
高野町			○	—	○
湯浅町			○	○	○
広川町			○	○	○
有田川町	有	平成28年4月 一次計画策定	○	○	○
美浜町			—	—	○
日高町			○	—	—
由良町			○	—	—
印南町	有	平成17年4月 一次計画策定	○	○	○
みなべ町			○	—	○
日高川町	有	平成30年4月 一次計画策定	—	—	—
白浜町	有	平成21年6月 一次計画策定	○	—	○
上富田町	有	平成22年4月 一次計画策定 平成27年4月 二次計画策定	○	—	—
すさみ町	有	平成20年7月 一次計画策定	—	—	—
那智勝浦町	有	平成24年4月 一次計画策定 平成29年3月 二次計画策定	○	○	○
太地町			○	○	○
古座川町			○	—	○
北山村			—	—	○
串本町	有	平成22年4月 一次計画策定 平成27年4月 二次計画策定	○	○	○

## 2 県・市町村立図書館施設一覽

(平成30年4月1日現在)

番号	施設名	設置年	延床面積 (㎡)	閲覧 席数	蔵書冊数	貸出冊数	巡回図書 の有無	障害者に対する配慮等 (EL:エレベーター)	職員数 (有資格者)
1	和歌山県立図書館	明治41年	10,984.00	110	780,423	478,795	無	WC、EL、車いす、車いす対応机、駐車場、玄関の誘導チャイム、点字ブロック、拡大表示、拡大読書器、自動書籍朗読システム、対面朗読室、拡大鏡、老眼鏡、リーディングトラック、大活字本、点字図書、録音図書、特別貸出(4週間)、郵送貸出、館内案内図(触地図)、玄関インターホン、自動ドア、玄関スロープ、DAISY図書録音再生機、コミュニケーションボード	33 (14)
2	和歌山県立紀南図書館	昭和26年	1,100.00	72	233,443	132,732	無	WC、EL、車いす、駐車場、点字ブロック、点字案内、拡大読書器、自動書籍朗読システム、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、特別貸出(4週間)、郵送貸出、玄関の誘導チャイム	9 (5)
県立合計			12,084.00	182	1,013,866	611,527			42 (19)
3	和歌山市民図書館	昭和56年	7,288.90	163	446,727	589,473	有	WC、EL、車いす、点字ブロック、スロープ、玄関の誘導チャイム、拡大鏡、老眼鏡、大活字本、点字図書、特別貸出(4週間)、郵送貸出、玄関インターホン、拡大読書機	37 (32)
	和歌山市民図書館 西分館	平成29年	459.52	68	33,691	205,900	無	WC、EL、車いす、点字ブロック、スロープ、老眼鏡、大活字本、特別貸出、郵送貸出、玄関インターホン	7 (7)
4	海南市児童図書館 (平成29年11月移転)	昭和53年	99.26	0	27,085	165,241 (2館合計)	無	大活字本、長期貸出(30日間)	3 (2)
	海南市下津図書館	平成9年	727.16	54	102,543		無	駐車場、スロープ、自動ドア、老眼鏡、大活字本、点字図書、長期貸出(30日間)、拡大鏡、拡大読書器	6 (4)
5	橋本市図書館	昭和51年	1491.68	116	157,887	244,415	有	WC、EL、玄関スロープ、拡大鏡、大活字本、点字図書、点字案内板	6 (4)
6	有田市図書館	平成元年	1059.00	149	83,237	113,831	無	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書、宅配サービス、音声・拡大読書器、老眼鏡、車椅子、オストメイト	9 (3)
7	御坊市図書館	大正2年	589.00	50	78,328	102,256	無	WC、EL、駐車場、車いす、玄関スロープ、点字ブロック、老眼鏡、拡大鏡、大活字本、点字図書、録音図書	7 (1)
8	田辺市立図書館	明治33年	2004.29	192	289,745	395,653	有	拡大読書器、大型活字本、点字図書、録音図書、車いす、EL、点字ブロック、WC、駐車場	20 (8)
9	新宮市立図書館	昭和23年	699.76	55	116,398	114,125	有	WC、スロープ、老眼鏡、拡大鏡、大活字本、車椅子、点字資料、さわる絵本、LLブック、シルバーカー	8 (7)
10	紀の川市立河北図書館	平成17年	873.00	77	92,262	158,243	無	WC、駐車場、車いす、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書	6 (3)
	紀の川市立河南図書館	平成28年	1076.40	125	64,906	148,791	無	WC、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、バリアフリー床、大活字本、点字図書、拡大鏡	6 (2)
11	岩出市立岩出図書館	平成18年	2848.38	193	302,462 (2館合計)	416,228 (2館合計)	無	WC、車いす、車いす対応机、駐車場、点字ブロック、自動ドア、点字案内、拡大読書器、拡大鏡、大活字本、点字雑誌、対面朗読、郵送貸出サービス、コミュニケーションボード、リーディングトラック、デザイン雑誌、プレクストーク	5 (2)
	岩出市立 駅前ライブラリー	平成9年	801.67	44			無	WC、EL、車いす対応机、スロープ、点字ブロック、点字案内、自動ドア、郵送貸出サービス、リーディングトラック	2 (0)
12	かつらぎ町立図書館	平成6年	427.00	38	67,598	42,021	無	WC、EL、駐車場、スロープ、大活字本、点字図書	11 (2)
	かつらぎ町立図書館 花園分館	平成17年	57.00	10	4,645	225	無		3 (0)
13	湯浅町立図書館	昭和29年	860.00	41	38,974	24,978	無	WC、EL、駐車場、スロープ、点字ブロック、自動ドア、音声朗読器、拡大読書器、バリアフリー床、大活字本	4 (1)
14	有田川町立金屋図書館	平成17年	533.76	24	133,239 (全館合計)	267,035 (全館合計)	有	WC、EL、駐車場	5 (1)
15	美浜町立図書館 (友学の森)	平成8年	544.30	25	46,449	23,137	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、大活字本、出前図書(宅配)	4 (1)
16	みなべ町立図書館 (ゆめよみ館)	平成12年	1,216.10	50	91,567	65,873	無	WC、EL、点字ブロック、拡大鏡、大活字本、点字図書、カセットテープ、老眼鏡	9 (5)
	みなべ町立図書館 上南部分館	平成16年	122.00	20	25,778	6,302	無	大活字本	9 (5)
17	白浜町立図書館	昭和52年	291.00	32	56,092	47,067	無	玄関スロープ、大活字本、拡大読書器	7 (3)
18	上富田町立図書館	昭和55年	293.00	38	63,360	44,611	無	WC、玄関スロープ、自動ドア、拡大鏡	6 (1)
19	那智勝浦町立図書館	昭和54年	530.30	60	40,671	30,070	有		5 (2)
20	串本町立図書館	大正14年	605.00	15	38,784	33,808	有	スロープ、大活字本、拡大読書器、CD文庫	6 (3)
市町村立合計			25,497.48	1,639	2,402,428	3,239,283			191 (99)
市町村立1館平均			1062.40	68.292	100,101	134,970			8.0 (4.1)

### 3 都道府県別図書館設置率

(平成29年4月1日現在)

順位	都道府県名	設置率	図書館数			
			計	県	市区	町村
1	富山県	100.0%	55	1	49	5
	石川県	100.0%	42	1	30	11
	福井県	100.0%	37	2	18	17
	滋賀県	100.0%	49	1	41	7
	鳥取県	100.0%	30	1	7	22
6	静岡県	97.1%	95	1	83	11
7	栃木県	96.0%	54	1	40	13
8	広島県	95.7%	84	1	70	13
9	山口県	94.7%	52	1	43	8
10	埼玉県	93.7%	161	2	139	20
11	兵庫県	92.7%	94	1	83	10
12	岡山県	92.6%	70	1	55	14
13	東京都	91.9%	390	2	379	9
14	長崎県	90.5%	38	1	27	10
15	愛知県	88.9%	98	1	87	10
	大分県	88.9%	32	1	29	2
17	福岡県	88.3%	115	1	85	29
18	神奈川県	87.9%	81	2	68	11
19	佐賀県	85.0%	30	1	21	8
20	島根県	84.2%	38	1	26	11
21	茨城県	84.1%	60	1	53	6
22	大阪府	83.7%	143	2	137	4
23	岐阜県	81.0%	70	1	54	15
24	愛媛県	80.0%	45	1	39	5
25	徳島県	79.2%	28	1	15	12
26	岩手県	78.8%	47	1	33	13
27	京都府	76.9%	66	2	57	7
28	新潟県	76.7%	70	1	66	3
29	香川県	76.5%	29	1	22	6
30	三重県	75.9%	48	1	36	11
31	千葉県	74.1%	146	3	138	5
	山梨県	74.1%	52	1	38	13
33	宮崎県	73.1%	32	1	19	12
34	秋田県	72.0%	50	2	43	5
35	長野県	71.4%	115	1	76	38
36	鹿児島県	69.8%	64	2	48	14
37	高知県	67.6%	39	1	23	15
38	山形県	65.7%	37	1	25	11
	群馬県	65.7%	56	1	44	11
40	奈良県	61.5%	31	1	18	12
41	沖縄県	61.0%	39	1	24	14
42	宮城県	60.0%	41	1	30	10
	和歌山県	60.0%	25	2	12	11
44	青森県	57.5%	36	1	18	17
45	北海道	55.9%	148	1	72	75
46	熊本県	55.6%	50	1	35	14
47	福島県	50.8%	61	1	43	17
	全国	76.2%	3,273	58	2,598	617

※『日本の図書館』2017より

## 4 子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ

(平成30年3月 文部科学省)

「第3章 第2節 第1項 発達段階ごとの特徴等」より

- ・子供が読書を好きになり、自主的に読書をするようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じた取組が行われることが重要である。
- ・家庭、地域、学校等で具体的な取組が行われるに当たっては、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があることを踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向が見られることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

### 1 幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

### 2 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

### 3 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

### 4 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## 5 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）

文部科学大臣表彰一覧（平成21年度～平成30年度）

	学校	図書館	団体・個人
平成21年度	和歌山市立川永小学校 海南市立巽小学校 県立紀北支援学校	海南市児童図書館	ひまわり中辺路 （田辺市）
平成22年度	橋本市立紀見小学校 海南市立南野上小学校 県立和歌山盲学校	岩出図書館	白浜おはなしの会 （白浜町）
平成23年度	田辺市立中山路小学校 那智勝浦町立浦神小学校 県立向陽高等学校	金屋図書館	榎 真由美 （岩出市）
平成24年度	有田市立糸我小学校 和歌山市立東和中学校 県立紀央館高等学校	—	—
平成25年度	和歌山市立八幡台小学校 海南市立中野上小学校 県立神島高等学校	—	ぶっくさーくる ぐりとぐら （田辺市）
平成26年度	和歌山市立貴志小学校 県立桐蔭高等学校 県立熊野高等学校	那智勝浦町立図書館	日置おはなし会
平成27年度	和歌山市立小倉小学校 広川町立津木中学校 県立串本古座高等学校	—	ゆうゆうおはなし会 （紀南図書館）
平成28年度	和歌山市立四箇郷北小学校 橋本市立西部小学校 県立田辺高等学校	—	絵本の会「よむよむ」 （那智勝浦町）
平成29年度	県立きのかわ支援学校 湯浅町立湯浅小学校 印南町立稲原小学校	海南下津図書館	ブックマーマ （太地町）
平成30年度	県立紀北農芸高等学校 和歌山市立四箇郷小学校 岩出市立岩出小学校	有田市図書館	かみふうせん （上富田町）

（参考）平成22年度以降の子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）の活動状況については、文部科学省のホームページ「子どもの読書情報館」（<http://www.kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html>）で紹介されています。

## 6 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。



- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 7 学校図書館法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の

学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項 及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。一第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日  
附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号)  
(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 8 学習指導要領における学校図書館の位置付け（抜粋）

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
総則	<p>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 小学校 第1章.第3.(7) 中学校 第1章.第3.(7) 高等学校 第1章.第3款.1.(6)</p>		
国語科	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りがないうように配慮して選定すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第1節.第3.2.(3)</p>	<p>内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第1節.第3.2.(3) 高等学校 第2章.第1節.第3款.2.(4)</p>	
社会科	<p>学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第2章.第2節.第3.2.(2)</p>	<p>情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 中学校 第2章.第2節.第3.2.(2) 高等学校 第2章.第2節.第3款.2.(4) 第2章.第3節.第3款.2.(4)</p>	
総合的な学習の時間	<p>学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 小学校 第5章.第3.2.(7) 中学校 第4章.第3.2.(7)</p>		

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)	高等学校 (平成30年3月告示)
特別活動	<p>学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第6章.第2.2.(3).ウ</p>	<p>現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第5章.第2.2.(3).ア</p>	<p>自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。</p> <p>【学習指導要領掲載箇所】 第5章.第2.2.(3).イ</p>

和歌山県子供の読書活動推進計画（第四次）

2019（平成31）年3月

発行：和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

---

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-3720 FAX 073-441-3724